

大災害時ガイドライン

平成25年度版

公益社団法人 三重県獣医師会

目次

はじめに	1
災害時対応ガイドライン作成にあたり	2
第1章 平常時の準備体制	3
第1節 災害時用連絡網の作成	
第2節 関係機関との調整	4
第3節 会員への依頼事項	
第4節 飼い主への啓発	
第5節 ボランティアの育成	
第2章 災害発生時の対応	5
災害発生時直後～48hrのマニュアル	
第1節 対策本部の設置	
第2節 対策本部の組織と初動	6
災害発生から2～3日経過後のマニュアル	7
第1節 災害対策支部の設置	
第2節 災害対策支部と本部の役割	
災害対策最終段階のマニュアル	
第1節 マスコミへの対応	
第2節 災害対策本部の解散	
第3章 細目及びその他	10
第1節 各支部での具体的な活動	
第2節 財源の確保	
第3節 動物救援活動団体との連絡	
第4節 マイクロチップの普及	
第5節 市町が設置する動物救護所に関して	
第6節 県または獣医師会が設置する動物救護所に関して	
・動物救護のため必要な資材	13
・救急セット	14
・飼い主の皆様へ 避難所での飼育ルールについて	15

・動物施療カルテ：識別カルテ	16
・災害動物ボランティア登録用紙	17
・避難動物受付用紙	18
・所有者不明動物受付用紙	19
・保護動物の引き取りに関する同意書	20
・保護動物のあずかりに関する同意書	21
・各市町村災害対策課の連絡先	22
・三重県と財団法人小動物管理公社と本会の災害時動物救護 保護活動に関する協定書	23

はじめに

近年、三重県においても犬や猫などのペットを室内飼育する飼い主が増え、多くのペットが家族の一員として大切に飼育されています。

その一方で、飼い主が飼育を放棄したり、捨てられた犬や猫は、命あるものとしての満足な扱いを受けられずに殺処分されている現状があります。

他の都道府県等では、動物愛護管理センターを設立するなどして、收容されたペットのQOL(Quality Of Life 生活の質)の向上に努めていますが、しかし、残念ながら三重県においては、いまだに動物愛護管理センターがなく、30年以上経つ古い施設と致死処分の設備等しかありません。動物愛護事業をより一層推進していくため、早急な動物愛護管理センターの建設が必須となっています。

また、阪神淡路大震災、新潟中越地震及び東日本大震災においては、飼い主不明の犬・ねこ等を收容する施設(保護センター)が必要となりました。ペットを伴って避難したものの避難所内にペットを持ち込むことができなかつた方々は、自分の車やテントを使ってその場を凌ぎ、エコノミー症候群となり亡くなられるという事態も発生しました。その後、仮設住宅が設置されても、ペットの飼育は許可されず、やむなく保護センターに預けられる方が大半でありました。

公益社団法人三重県獣医師会は、平成24年4月に三重県と財団法人三重県小動物施設管理公社との三者間で「災害時における動物救護活動に関する協定」を締結しましたが、大災害時には、ペットの保護センターまたはシェルターとして、治療設備の充実した保護救護センターが必要となると考えています。

これらのことから、県議会に、①津市久居にある財団法人三重県小動物管理公社を、動物愛護管理センターとして新規設計建設すること、②動物愛護センターは、大災害時の保護救護センターとして機能するよう、收容設備を充実し、十分な診断治療が可能な器具機材を備えること、③大災害時の仮設住宅設置時、ペット同伴可能な仮設住宅を造るよう、災害マニュアルの中に盛り込むこと、以上3点について請願しました。

当会による請願や県との協定締結を踏まえ、今回、大災害時ガイドラインの見直しを図ることにしました。

災害時対応ガイドラインの作成にあたり

- 災害時において、獣医師会の主体とする行動目標
 1. 動物救護所の設置援助と管理指導
 2. 被災疾病動物の治療保護
 3. 被災地の獣医師会員の救済活動

- 以下マニュアルに必要な項目
 1. 連絡網
 2. 獣医師会が行う具体的な活動内容：調査（初動体制）、備蓄、財源など
 3. 個体識別
 4. 関係省庁、特に三重県と市町との連携
 5. 民間組織、公益社団法人日本愛玩動物協会、財団法人日本動物愛護協会、県内動物愛護団体等の協力体制と調査
 6. その他

第1章 平常時の準備体制

各支部獣医師会員は、非常時に備えて平常時にも次の項目について準備に努めること。各支部の小動物部会支部役員は「防災隊長」として、狂犬病予防部会支部役員は「防災副隊長」として防災活動に協力する。支部長は会員の防災活動のすべてを監督し、実務の補佐を行うものとする。

第1節 災害時用連絡網の作成

1. 支部小動物部会および狂犬病部会会員の緊急連絡先名簿を作成すること。

ただし、名簿の作成は個人情報管理することになるため、本人の同意を必ず必要とし、名簿自体本人自筆の手書きのみのものとする。この名簿は、支部長、小動物部会役員、狂犬病部会役員の3者が持つこととし、表紙には㊟の判を押し厳重保管とする。

※名簿の項目：病院電話番号、自宅電話番号、携帯電話番号、
携帯メールアドレス、パソコンメールアドレス、
ファックス番号、無線コールサイン

2. 本部支部間の連絡網として、事務局に支部長、小動物部会役員、狂犬病部会役員の緊急連絡先名簿を作成保管する。

3. NTT災害時伝言ダイヤルの利用の周知

「171（忘れてイナイ）」に獣医師会名簿に登録済の電話番号を使用して自分の状況を録音することを各支部員に周知する。

4. 関係機関の名簿作成

- (1) 関連行政機関：県健康福祉部食品安全課、各保健所、
財団法人三重県小動物施設管理公社、市町担当課
- (2) 関係団体：日本獣医師会、近畿獣医師会連合会など
- (3) 関係企業：薬品ディーラー（和広、中北、フレット）、ペットフード販売店（緊急災害時に無料で、あるいは事後行われる公的配布金による支払いで、提供可能か確認の取れた販売店）、

※名簿の項目：郵便番号、住所、電話番号、ファックス番号

第2節 関係機関との調整

<主に執行部の仕事>

県健康福祉部食品安全課、財団法人三重県小動物施設管理公社と提携し、大災害時ガイドラインの運用に関し、次に掲げる定期的に協義を行う。

- 災害時の初動対応に関すること
- 災害時の連絡体制に関すること
- ボランティアの育成に関すること

<主に支部役員、協力会員の仕事>

1. 市町の災害対策マニュアルに、関係協力団体として、獣医師会支部名を明記してもらい、災害時の連絡先を確認しておくことと、各避難所における動物飼育スペースの設定と、動物救護所の設置場所等の決定を依頼しておく。可能であれば協定書を締結する。
2. ペットフード販売店に緊急災害時に無料で、あるいは事後行われる公的配布金による支払いで、提供が可能か確認をとるとともに、その名簿を作成する。

第3節 獣医師会会員への依頼事項

1. 収容ケージ（各病院で2個以上）、簡易テント（支部で2つ）の保管管理
2. 救急セットの準備（救急セットの内容は別表）
3. 被災時における会員の協力体制の確保
4. 迷子札、マイクロチップの普及、リーダーの配備範囲の拡充

第4節 飼い主への啓発

県や市町などと協働し、被災した場合に備えて、同行避難を前提としたペットのしつけ、健康管理、備蓄品の内容など、飼い主への啓発を行う。

第5節 ボランティアの育成

ボランティアは、

1. ボランティアの仕分けが出来るような管理者ボランティア、
2. 一般的な適正飼養の出来る経験者ボランティア
3. 一般ボランティア

に分けられる。

管理者ボランティアは平常時から、獣医師会と財団法人三重県小動物施設管理公社の3者が協力し、人材の確保に努める。

経験者ボランティアに関しては、民間から広く公募し、講習会と実地訓練を適宜行い、災害時に備え、緊急招集できる体制を整える。

第2章 大災害発生時の対応

・災害発生時直後～48時間のマニュアル

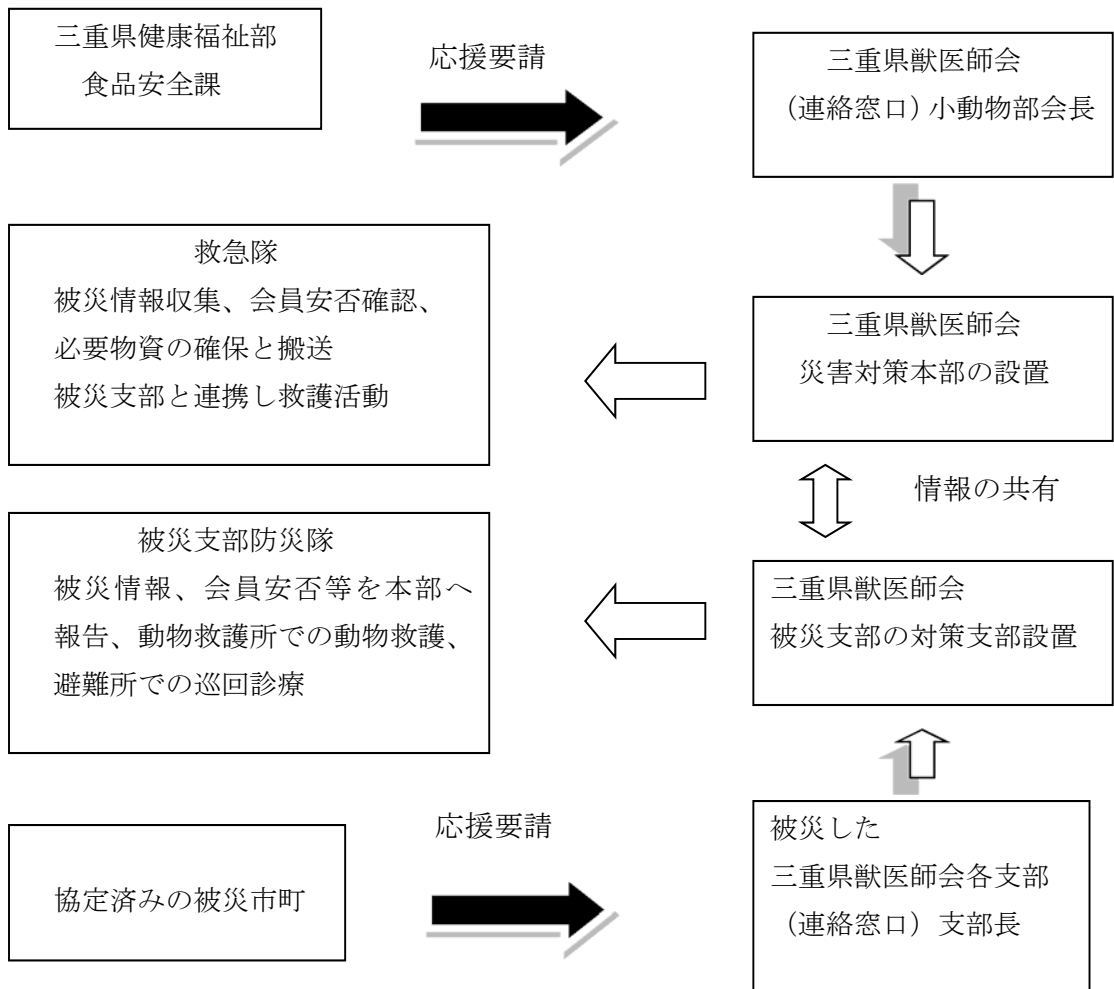
第1節 対策本部の設置

三重県域内に地震等大規模な災害が発生した場合、三重県、財団法人三重県小動物管理公社との協定により、動物救護の応援要請は小動物部会長を窓口し、また、協定が締結した市町では、各支部長に要請が行われる。小動物部会長、支部長はこの要請を受け速やかに三役と連絡を取り対策本部設置に向けて行動する。小動物部会長、支部長と連絡が取れない場合を想定し数本の連絡網を作成しておく必要がある。公益社団法人三重県獣医師会災害対策本部、対策支部は、必要に応じ県及び市町が開設した動物救護所の運営管理にあたる。

1. 三重県獣医師会は対策本部を会長の命により設置する。本部長は会長とする。会長との連絡が不可能な場合は、順次連絡を取り副会長、常務理事、小動物部会長の順で代行する。
設置場所は会事務局とする。事務局が被災した場合は、通信手段の確保および本部の活動に適した場所を速やかに選定する。
2. 対策本部は設置の旨を各支部並びに県健康福祉部食品安全課に通知するとともに、日本獣医師会を始め、必要と考えられる関係機関にも通知する。また、各支部長は、支部会員に本部の連絡先を周知徹底し、市町関係機関に通知する。

第2節 対策本部の組織と初動

1. 対策本部長は理事のうちから、適切な人材を必要数補佐として任命し対策本部を組織統括する。各支部の小動物部会役員は「救急隊長」として、狂犬病予防部会役員は「救急副隊長」として対策本部に協力する。
2. 情報の収集
 - 1) 災害の規模、会員の安否を把握し、診療施設の損壊状況を調査する。会員の安否確認は、災害時連絡網を利用し、情報を集める。連絡のとれない会員はNTT災害時伝言ダイヤルを利用する。
 - 2) 救急隊設置の準備
本部に被災地の状況把握および調査のための救急隊を設置する。救急隊の編成は、会員の安否確認時に参加可能な状態の会員の中から本部長が任命する。
 - 3) 安否確認とともに、被災動物収容ケージの供出を依頼する。借り受けた物品は貸主の名前を貼り、記録に残しておく。
 - 4) 県内薬品ディーラーへの薬品、資材供給の依頼を行う。



・災害発生から2～3日経過後のマニュアル

これから先2週間を想定したものである。

第1節 災害対策支部の設置

災害対策支部は、支部長が中心となり被災地獣医師会会員代表数名をもって構成する。災害対策支部と本部は、常に連絡を取りあい、対策を行う。

被災支部防災隊は、協定済み市町が設置する動物救護所において被災動物の治療、管理にあたる。可能であれば避難所での巡回診療を行う。

災害対策本部からの救急隊が到着するまでの数日間は、支部の人員のみで協力し合い救助活動を行う。

第2節 災害対策支部と本部の役割

1. 物資の調達、救急隊、ボランティアの受入調整

＜災害対策支部の役割＞

- 1) 市町と調整のうえ、必要な物資、薬品、必要な人員、その他必要な項目を調査し、本部に報告する。
- 2) 動物救護ボランティアの必要性の有無を本部に連絡。

＜災害対策本部の役割＞

- 1) 救急隊の編成
 - (1) 本部長は、三重県獣医師会会員から人選し、救急隊を組織する。救急隊は次のA・Bに掲げる実務を行う。
 - A) 県が設置する動物救護所の場合
 - ① 被災疾病動物の医療救護
救急隊の中から監督を選出する。監督は救急活動の指揮をとる。重症の負傷動物に関しては、治療の優先順位を判断し、移動可能であれば動物救護センター（設置されている場合）もしくは、診療可能な動物病院に移送する。
 - ② 被災地会員の救助
救急隊員は、連絡のとれない会員の安否確認と、被災会員に対し最大限の支援を行う。
 - B) 協定済み市町が設置する動物救護所の場合
救急隊は被災支部と連絡が取れない場合、二次災害に注意し、被災地の情報収集を行う。
以下の情報は逐次対策本部に連絡する。対策本部は三重県健康福祉部食品安全課、財団法人三重県小動物施設管理公社と連携して県の動物救護所設置に努力する。

- ① 会員の安否確認。会員病院の状況。
- ② 動物救護所が設置されているか。
- ③ 救護所が設置されていない場合、設置可能な場所があるか。

救急隊は被災支部と連絡が取れている場合で、協定済み市町の動物救護所が機能している場合は、対策支部からの情報を元に必要な物資、薬品、人員等の搬送を行うとともに被災支部救護所の援助を行う。救急隊は支部長、防災隊長の指揮のもと治療にあたる。

(2) 支部からの連絡により、三重県健康福祉部食品安全課、財団法人三重県小動物施設管理公社と連携し、可能な限り、必要な物資の調達、管理者、経験者、一般、ボランティアを含めた人員の補充を行う。なお、日本獣医師会が主導して、獣医師会、動物愛護協会、動物福祉協会、愛玩動物協会、動物保護管理協会等で構成される「現地動物救援本部」が設置され、ボランティアの受付はここで行われることとなる。

(3) 獣医師会のHP、三重県や市町のHP等を活用し、被災周辺地域避難所等で被災動物の診療可能な診療施設を公開する。

(4) 時間の経過とともに、所有者不明動物等を一定期間保護管理する「被災動物保護管理所」を立ち上げる必要があることから、対策本部は県健康福祉部食品安全課、財団法人三重県小動物施設管理公社と協議し設置を検討するとともに、ボランティアの受け入れ窓口についても調整を行う。

2. 避難動物の保護管理活動

<災害対策支部の役割>

- 1) 被災動物保護管理所への被災動物の受け入れを関係機関へ依頼、準備ができ次第、順次送り出す。
- 2) 動物救護所では、保護動物の健康管理と個体識別を行い、識別カルテの作成を行う。

<災害対策本部の役割>

- 1) 県に“動物救護所”の設置を要請する。
- 2) 必要があれば、被災動物及び救援物資搬送のための道路通行権許可を要請（警察）する。
- 3) 必要な援助物資を把握し、特にペットに関しては、協力の得られるフード会社または販売店からフードを確保する。

3. 被災疾病動物の医療救護

<災害対策支部の役割>

- 1) 避難所の簡易診療を継続。避難所の数が多い場合は、巡回ルートを決め、巡回時間を避難所に情報提供する。
- 2) 県、市町の要請により、被災動物を保護する。
- 3) 重症負傷動物に関しては、移動可能であれば、被災地周辺地域の受け入れ可能な動物病院へ搬送する。依頼された三重県獣医師会員は可能な限り協力し、報酬の有無にかかわらず診療を行い、後日対策本部へ診療記録を提出する。
- 4) 外部獣医師会からの援助の必要性を判断し、本部に報告する。
- 5) 県、市町からの要請により、所有者不明動物等の健康診断を行うこと。

<災害対策本部の役割>

- 1) 被災地外の支部と情報を取りあい、応援可能な会員の数と連絡先を把握する。
- 2) 日本獣医師会に支援要請する。
- 3) 近隣獣医師会と連絡をとり、必要な支援について要請する。

4. 被災地の獣医師会員への支援

<災害対策支部の役割>

- 1) 支援が必要な会員の数を確認する。
- 2) 会員が被災し診療が不可能な場合、かかえている患者に対するケアが必要であれば、被災会員と協議のうえ、適切と思われる会員を選定し協力を依頼する。

<災害対策本部の役割>

- 1) 被災会員の被害状況の調査、後に日本獣医師会へ報告が必要となる。
- 2) 被災会員に対する経済的支援のための、募金活動を行う。
- 3) 援助物資を確保し、送付する。

第3章 細目及びその他

第1節：各支部での具体的な活動

1. 市町との連携：その役割の明確化

1) 各支部、市町との協力関係を明文化する為に、正式な協定書を取り交わすことに努める。協定書には協定細目を明示するように努める。

2) 支部ごとのマニュアル作成

支部会員の災害時名簿

避難所における具体的な動物救護対策

同行避難動物の管理・飼育、飼い主への規則の伝達

所有者の判明しない動物の保護

市町・保健所等との連絡体制

3) 活動に伴う各種資料の作成と保管

診療カルテ、活動報告書、業務日誌

動物救護活動報告書

保護動物受付簿

一時保管契約書、飼い主引き取り時誓約書

避難所における飼育のルールブック

失踪動物の捜索依頼受付用紙

ボランティア受付、申し込み、登録用紙

4) その他

所有者不明動物の譲渡については、譲渡後に所有者が判明する場合があるので、保健所、警察署とその対応について協議する必要がある。

2. 飼い主に対する防災意識の呼びかけ

災害時用の飼い主のためのパンフレットを作成するなど、飼い主が普段用意して

おくもの動物のしつけの必要性などを啓発する。

3. 災害時用資材の検討

各支部会員の準備するケージなど資材の検討と保管

救急医療セットの用意

第2節：財源の確保

寄付金の利用並びに企業、団体及び個人による寄附物品等を用いる等の方法で、経費の負担を最小限にするよう努めること。

第3節：動物救援活動団体との連絡

公益財団法人日本動物愛護協会等と相談し、ボランティア管理についての話し合いの場を持つ。

第4節：マイクロチップの普及

- 1) 各病院でのマイクロチップ装着の実施を援助する。
- 2) 各支部でマイクロチップリーダーの普及につとめる。

第5節 市町が設置する動物救護所に関して

三重県獣医師会各支部と災害協定を締結している市町では、災害時に市町が動物救護所を設置する事となる。市町によっては協定書のなかで各病院を動物救護施設とする場合もある為、各支部において個々の協定に準じマニュアル化しておく必要がある。救護所においては、避難者が避難所などで自己管理が不可能な飼育動物を保護することが大きな課題となる。円滑な運営が行われるよう、平時から市町、獣医師会支部、市民ボランティアなどでマニュアル化しておく必要がある。

1. 保護・救護の対象

犬、猫、小鳥等の小動物

2. 各市町の動物救護所の役割

- 1) 被災動物で避難所などで飼い主が飼育できない動物の保護
- 2) 被災動物の応急的な治療
- 3) 飼い主不明動物の一時的な保護
- 4) 関係機関との連絡調整と情報発信

3. 基本的な方針

- 1) 人の居住区と動物の保護飼育場所は完全に分離する。
- 2) 動物保護施設内での動物の管理は、市町と獣医師会支部で実質的な運営はボランティアと獣医師会支部会員が原則である。

飼育に必要な道具、ケージ、食餌等は、できる限り飼い主が用意するように平時に啓蒙しておく。

- 3) 飼い主不明動物は、警察、保健所に連絡し、一定期間飼育管理をする。
- 4) 重症の動物は、受け入れ可能な、動物病院へ搬送する。
- 5) 救護所の開設及び併設は、状況に応じて、市町と獣医師会支部の協議の上決めることとする。

第6節 県または獣医師会が設置する動物救護所に関して

1. 動物救護所の設置・運営：その手順

1) 三重県健康福祉部食品安全課および財団法人三重県小動物施設管理公社と、設置場所を協議決定



2) 避難所に併設の場合は、動物同行の飼い主を集め、説明会を行う。
ルールブックを配付し、動物救護所の設置作業に協力してもらうこと、救護所内での基本的なルールについて説明する。



3) 県、小動物施設管理公社と共同して、動物救護所を設置する。

(1) 設営

1. 簡易テント等で屋根を作り、周囲をブルーシートで覆い、ケージを置くための場所を作る。
2. テント周囲に、ある程度の広さを確保し、境界のためビニールテープ等で区画線を設け、救護施設の表示を行う。救急隊が不在の場合は、関係者以外立ち入り禁止とする。
3. トイレ場所を決定し、表示する。

(2) 管理

1. 犬、猫は同居させず、グループ分けする
2. 公衆衛生に注意し、必要であれば、消毒を行う。
3. 保護動物のストレス、飼い主のストレスに注意し、時間帯を指定してでも相談コーナーを設ける。

2. 災害対策支部による動物救護所の管理監督

4) 個体ごとに識別カルテを作成。これは保護動物、所有者不明動物とも共通のものとする。

5) カルテを基本として、避難同行動物、所有者不明動物の一覧表を作成。集計は3日ごとに行い、活動報告書としてまとめておく。要補充物資も同時に記録する。ケージにはカルテナンバーを掲示しておく。

6) 各避難所での、巡回診療の予定を立て、被災疾病動物の治療と、保護動物の診療相談を行う。

7) 新たに飼い主不明動物を保護した場合の情報は、「所有者不明動物受付用紙」に記入し、保護時、移動時、引き取り時には、必ず市町・県に報告する。
所有者不明動物の情報は、地域に発信して、飼い主捜索を行う。

8) 不足する資材は、随時、獣医師会対策本部等に補充の要請をする。

※所有者不明動物の保護に関しては、「狂犬病予防法」、「動物の愛護及び管理に関する法律」及び「三重県動物の愛護及び管理に関する条例」を所管している保健所との情報共有が必要となる。

3. ボランティアの方々への対応

- 1) ボランティア希望者が直接動物救護所に来られた場合、ボランティア希望届けに記入していただき、必要に応じて県健康福祉部食品安全課、市町担当課に連絡する。
- 2) 獣医師が、動物救護所に常駐することは難しいため、当然のことながら、ボランティアの方々の助力が必要となる。犬や猫の扱いに慣れた経験を持つ方を選出し、無理のないように人員のスケジュールを組み、施設の管理を手伝っていただくようにする。ボランティアの方々の処遇については、県、市町とも十分連絡を取りあうことと、配慮を怠らないようにする。

動物救護のために必要な資材

- ・簡易テント（借り入れ可能）
- ・ブルーシート数枚、布ガムテープ、マジックペン黒赤青、ビニールテープ、ロープ、ひも等
- ・のぼり又は立て看板「動物保護施設」
- ・立ち入り禁止用立て看板
- ・カラーコーン、セーフティーバー
- ・ケージ：特大、大、中、小
- ・処置診察台
- ・首輪、リードまたは鎖、食器、懐中電灯、事務用品、地図、掃除道具、大工道具、ダンボール、新聞紙、ペットシート、タオル、毛布、自転車、カメラ、防虫、防寒・防暑用品

救急薬品セット

ジフェンヒドラミン注射	点滴セット
エピネフリン、アトロピン注射	乳酸加リンゲル、生理食塩水点滴
止血剤各種	紙テープ ベトラップ、エラスティック
プレドニゾロン、メチルプレドニゾロン注射	50%糖液
スタドール注射	包帯剪刀、ピンセット、
ジアゼパム注射	喉頭鏡 気管チューブ 各種
ドミトールおよびアンチセダン	キシロカインスプレー
リドカイン2%	体温計、聴診器
セファゾリン注射、アンピシリン系注射	消毒液、イソジン、抗生剤入り軟膏
バイトリル注射	外傷縫合セット ステイプラー
ゲンタマイシン注射	メスの刃、尖刃
フロセミド注射	吸収糸、ナイロン糸各種
ネオフィリン注射	エリザベスカラー、口輪、洗濯ネット
電動バリカン	経口薬（抗生剤、鎮痛剤、精神安定剤、抗うつ剤）、点眼剤
駆血帯 鉗子	滅菌ガーゼ
注射針各種	カット綿 アルコール綿
希釈用生食 500ml ヘパリン入り生食	使い捨てカイロ
留置針各種 翼状針各種	人用救急用品セット
ディスポ注射筒 1, 5, 10, 20, 30, 50cc	ディスポーザブル手袋、軍手

飼い主の皆様へ 緊急避難について

1. どこに避難するか、どの道を通るのか、ペットをどのように連れていくか、日頃から考えておきましょう。
2. 屋外待機（避難者の集まる屋内へはペット入室禁止） 動物アレルギーをもつ人や動物が苦手な人、心身を休めたい人に配慮しましょう。
※気象状況によって屋外待機が危険な場合は、避難所運営者と相談のうえ、建物内の一角などを臨時的にペット待機場所に。
3. ペット一時飼育場所の決定（飼い主会を結成）
各避難所で飼い主会を結成し、代表者を決めてください。代表者は避難所運営者と相談し、鳴き声や匂い等が他の避難者の迷惑にならない校庭の隅などにペット一時飼育場所を定めます。
4. ペットの管理（避難ペット台帳の作成）
「避難ペットの飼育ルール」に同意した飼い主は、「避難ペット台帳」に記入のうえ、定められた場所でペットを管理してください。

避難所での飼育ルールについて

避難所では、多くの方が共同生活を送ります。ペットの飼い主さんは、次のことを守ってください。

1. 飼い主氏名・連絡先・ペット名をペットに装着(飼育場所にも表示)して、確実につなぐか、ケージ(おり)の中で飼ってください。
2. 飼育場所周辺は飼い主の手によって常に清潔にしてください。
3. 苦情や、危害の防止に努めてください。
4. 排泄は指定された場所でさせ、後始末を必ずしてください。
5. ノミやダニの駆除に努めてください。
6. 運動やブラッシングは必ず屋外で行ってください。
7. 世話が困難な場合や困り事は、飼い主会の代表に相談してください。
8. トラブルが生じた場合はすみやかに、飼い主会の代表とともに避難所運営者まで届け出てください。

動物施療カルテ：識別カルテ

カルテ番号：_____

受付日：____年____月____日

救護所場所：

担当獣医師：
(公社) 三重県獣医師会_____支部

飼い主氏名：_____

飼い主不明

飼い主住所：_____

飼い主電話：_____ 飼い主携帯電話：_____

飼い主緊急連絡先：

(避難先)

動物の名称：_____

動物の種類：犬・猫・その他(_____) 品種：_____

性別：♂ ♀ 年齢：_____ 毛色：_____ 毛の長さ_____

大きさ：大・中・小(____kg)

狂犬病 有・無 鑑札番号：_____ 済票番号：_____

混合ワクチン 有・無_____

ホームドクター：

マイクロチップ番号：_____

身体的特徴：

病歴・既往症・治療中の疾患

注意すべき症状・実施した検査・処置・治療について

備考／送り・搬送先等

災害動物ボランティア登録用紙

(公社) 三重県獣医師会

登録日	年 月 日
フリガナ 氏 名	(男性 ・ 女性)
年 齢	歳
住 所	
連絡先	電話 : 携帯 : メールアドレス :

あなたは、

- ① 獣医師 ② 動物看護師 ③ 動物愛護団体所属の方
④ 一般ボランティアの方 ⑤ その他

希望する活動内容

- ① 動物の治療、管理 ② 動物の食事、散歩、ケージの掃除
③ 援助物品管理、整理 ④ 事務、連絡 ⑤ その他

希望する活動日 :

希望する活動時間帯 :

ご質問、事前に連絡していただくことがあれば、ご記入ください。

ご協力ありがとうございます。ご記入していただいた個人情報は、三重県獣医師会の個人情報保護方針に基づき、適切に取り扱います。

所有者不明動物受付用紙

受付番号：		支部
受付日： () 月 () 日	受付場所：	
受付時間： 分 時	記入者：	
届出者	氏名：	
	連絡先：	電話：
失踪動物の 情報	失踪日時： 分 月 日 () 時	
	失踪場所：	
	種類： 犬 [鑑札 (有・無) 注射済票 (有・無)]	
	猫 ・ その他 ()	
	特徴 種類 () 例： 柴犬、雑種等	
	性別 (オス ・ メス) 体重 (kg)	
愛称 () 推定年齢 (才)		
毛色 () 毛の長さ、形 ()		
首輪 耳形 (立ち耳・半立ち耳・垂れ耳 その他・ () ()		
その他の特徴 ()		
鑑札番号 () 注射済票番号 ()		
マイクロチップ		
失踪届との照合：		
収容場	場所：	
	期間： 月 日 () ～ 月 日 ()	

措置結果：

保護動物の引き取りに関する同意書

平成 年 月 日

(公社) 三重県獣医師会
会長 三野 營治郎 殿

私（飼育者または家族）は、保護施設に収容中の動物を私所有のものであると確認致しました。本日、動物の引き取りを申請するとともに、引き取り後に生じた不測の事態について異議申し立てしないことを誓約致します。

飼育者氏名

印

住 所

電 話 番 号

所有者不明動物受付番号：

保護施設名：

ご記入していただいた個人情報は、三重県獣医師会の個人情報保護方針に基づき、適

切に取り扱いを致します。

保護動物のあずかりに関する同意書

平成 年 月 日

(公社) 三重県獣医師会
会長 三野 營治郎 殿

私（飼育者または家族）は、救護所施設に私所有の動物をあずけることに同意します。あずけるにあたり、万が一不慮の事故、予測不可能な事態等の為、私の動物に死亡を含めた種々の被害が発生したとしても、一切の異議申し立てしないことを誓約致します。

飼育者氏名

印

住 所

電 話 番 号

受付番号：

保護施設名：

ご記入していただいた個人情報、三重県獣医師会の個人情報保護方針に基づき、適切に取り扱いを致します。

三重県災害対策室の連絡先

担当課	電話番号	E-mail
防災危機管理局防災対策室	059-224-2189	bosai@pref.mie.jp
健康福祉部食品安全課 (生活衛生グループ)	059-224-2359	shokusei@pref.mie.jp

各市町災害対策課の連絡先

支部	市町名	担当課	電話番号	E-mail
三泗	四日市市	防災対策課	0593-54-8119	kikikanri@city.yokkaichi.mie.jp
		健康部 衛生指導課	059-352-0591	eiseishidou@city.yokkaichi.mie.jp
鈴鹿	鈴鹿市	防災危機 管理課	059-382-9968	bosaikikikanri@city.suzuka.lg.jp
		環境政策課	059-382-8674	kankyoseisaku@city.suzuka.lg.jp
津	津市	危機管理部 危機管理課	059-229-3281	229-3281@city.tsu.lg.jp
		環境部 環境保全課	059-229-3140	229-3140@city.tsu.lg.jp
松阪 多気	松阪市	安全防災課	0598-53-4034	anz.div@city.matsusaka.mie.jp
		環境課	0598-53-4066 4426	kan.div@city.matsusaka.mie.jp
伊勢 志摩	伊勢市	危機管理課	0596-21-5523	kikikanri@city.ise.mie.jp
		環境課	0596-21-5540	kankyo@city.ise.mie.jp
	鳥羽市	防災危機 管理室	0599-25-1118	bosai@city.toba.mie.jp
		環境課	0599-25-1147	junya-y@city.toba.lg.jp
	志摩市	地域防災室	0599-44-0203	chiikibousaishitsu@city.shima.lg.jp
		生活環境部 美化衛生課	0599-44-0229	bika@city.shima.lg.jp
	南伊勢町	防災課	0599-66-1704	bousai@town.minamiise.lg.jp
		住民生活課 環境衛生係	0599-66-1154	gyousei@town.minamiise.lg.jp
伊賀	名張市	危機管理室	0595-63-7271	kikikanri@city.nabari.mie.jp
		環境対策室	0595-63-7492	kankyo@city.nabari.mie.jp
	伊賀市	総合危機 管理室	0595-22-9640	kikikanri@city.iga.lg.jp
		本庁市民生 活課	0595-22-9638	shimin@city.iga.lg.jp
紀州	尾鷲市	防災危機管理室 総合防災係	0597-23-8118	kikikanri@city.owase.lg.jp
		環境課 環境係	0597-23-8251	kankyou@city.owase.lg.jp

災害時における動物救護活動に関する協定書

三重県（以下「甲」という。）と公益社団法人三重県獣医師会（以下「乙」という。）及び財団法人三重県小動物施設管理公社（以下「丙」という。）は、三重県域において地震、風水害その他災害が発生した場合における動物救護に関する活動の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、大規模な災害が発生した場合に、甲が動物による人への危害防止、動物の愛護及び管理等のために行う動物救護活動等に対する乙及び丙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

ただし、乙と市町の間で、動物救護に関する活動の協力に関し、協定を締結している場合は、乙と当該市町の協定内容を優先するものとする。

（定義）

第2条 本協定において、「動物」とは、原則として、人が占有している犬、猫で、大規模な災害により逸走等をし、所有者の判明しないものをいう。

（協力の要請）

第3条 甲は、動物救護活動を実施する必要がある場合は、乙及び丙に協力を要請するものとする。

2 乙及び丙は、前項の規定により要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、動物救護活動の協力をするものとする。

3 第1項の規定による要請は、「災害時における動物救護活動の協力要請書」（様式第1号）により行うものとする。

ただし、緊急を要するときは、口頭等で要請し、後日速やかに要請文書を送付するものとする。

（要請事項に対する措置）

第4条 乙及び丙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項について適切な措置を取るとともに、甲へ動物救護活動状況報告書（様式第2号）により動物救護活動の状況を報告するものとする。

ただし、やむを得ない事態が発生した時は、口頭等で報告し、事後、速やかに報告文書を提出するものとする。

（連絡責任者）

第5条 第3条の協力の要請に関わる連絡調整についての責任者は、甲は三重県健康福祉部食品安全課長とし、乙は公益社団法人三重県獣医師会 小動物部会長とし、丙は財団法人三重県小動物施設管理公社 常務理事とする。

2 乙及び丙は、明確な連絡系統を定め、甲に報告するものとする。

なお、変更が生じた場合は、速やかに甲に報告するものとする。

3 甲、乙及び丙は、本協定の円滑な実施を図るため、各連絡責任者が年1回以上相互に連絡先を確認するものとする。

(動物救護所等)

第6条 甲は大規模な災害が発生した場合、必要に応じて災害現場等に動物救護所を設置するものとする。

2 乙は甲が設置した動物救護所、及び乙に所属する者が保有する診療施設において動物救護活動を、丙は甲が設置した動物救護所、及び丙の所有する動物管理施設において動物救護活動を実施するものとする。

(協力業務)

第7条 甲が乙及び丙に協力を要請する業務は、次に掲げる事項とする。

(1) 動物救護所の設置

(2) 動物救護所における被災動物の管理及び飼養

(3) 負傷動物の診療施設への搬送及び受入

(4) 負傷動物の診療措置

(5) 被災動物に関する情報の収集及び提供

(6) 動物救護活動を行うボランティアに対する調整、助言等

(7) その他必要な業務

(備蓄)

第8条 甲、乙及び丙は、動物救護活動で使用する備品、飼料、動物用医薬品、その他必要な物品等を備蓄することに努めるものとする。

(経費の負担)

第9条 本協定に基づき乙及び丙が実施した動物救護活動において、必要とする医薬品、機材、飼料、その他の物品等の費用は、動物救護活動終了後、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

ただし、動物救護活動後、当該動物の所有者又は占有者が判明した場合は、原則、その者に負担を求めるものとする。

2 乙及び丙は、寄付金の利用並びに企業、団体及び個人による寄附物品等を用いる等の方法で、経費の負担を最小限にするよう努めるものとする。

(損害の措置)

第10条 動物救護活動の実施に伴い、甲、乙及び丙の責に帰さない事由により第三者に損害を及ぼしたとき、又は備品等に損害が生じた場合には、乙及び丙はその事実の発生後直ちにその状況を甲に報告し、その処置について、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

(動物の災害対策の啓発等)

第11条 甲、乙及び丙は、平常時から動物の災害対策について、啓発等に努めるものとする。

(守秘義務)

第12条 乙及び丙は、動物の救護活動において知り得た個人情報を、第三者に漏らしてはならない。

(実施細目)

第13条 この協定の実施に関し、必要な手続きその他の事項は、実施細目で定めることができる。

(協議事項)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲、乙及び丙が協議して決定する。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、協定締結から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1か月前までに、甲、乙及び丙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年4月12日

甲 三重県津市広明町13番地
三重県
三重県知事 鈴木 英敬

乙 三重県津市丸之内24番16号 タカノビル4階
公益社団法人三重県獣医師会
会長 三野 營治郎

丙 三重県津市森町2438番地2
財団法人三重県小動物施設管理公社
理事長 北岡 寛之

発行日
平成 25 年 1 月 29 日